

総行行第73号  
国土入企第57号  
平成31年3月12日

熊本県土木部長 殿  
熊本県議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における  
予定価格の適切な設定等について

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成30年3月29日付け総行行第74号・国土入企第33号）において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼したところです。

今般、上記通知後も積算と実態に乖離が見られることを踏まえ、国土交通省直轄工事の積算方法について、別添のとおり、当面の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適切な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

また、「平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成28年8月31日付け総行行第173号・国土入企第17号）を踏まえ、積極的な見積の活用による積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の機動的な把握による適切な予定価格の設定に努めていただくとともに、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくよう、改めてお願いいたします。

貴県におかれては、貴県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第 20 号  
国総公第 112 号  
平成 31 年 3 月 12 日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

国土交通省  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
総合政策局公共事業企画調整課  
施工安全企画室長  
(公印省略)

平成 31 年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について

直轄工事の予定価格の作成については、「平成 30 年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」(平成 30 年 3 月 20 日付国技建管第 34 号、国総公第 84 号)により、通知しているところである。

今般、上記通知後も基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」(平成 31 年 3 月 12 日付国官技第 372 号)の共通仮設費及び現場管理費の補正に係る「その他」のイ)に該当するものとし、下記のとおり措置されたい。

なお、対象となる県、政令市等については、貴局より周知されたい。

#### 附則

本通知は、2019 (平成 31) 年 4 月 1 日より適用する。

なお、「平成 30 年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等に関する試行について」(平成 30 年 3 月 20 日付国技建管第 34 号、国総公第 84 号)は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 記

### 1. 適用対象工事

熊本県内で実施される工事で、2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に契約締結を行う工事

### 2. 補正方法

#### (1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を 20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

#### (2) 間接工事費の補正

【対象工事】 全ての土木工事

【補正係数①】 熊本県内の阿蘇地域及び上益城地域以外

「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費：1.1      現場管理費：1.1

【補正係数②】 熊本県内の阿蘇地域及び上益城地域

「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じることができるものとする。この場合、共通仮設費率については、この他の施工地域を考慮した補正は行わないものとする。

共通仮設費：1.4      現場管理費：1.1

### 3. 適用にあたって

#### (1) 2019（平成 31）年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事

当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出をすること。

#### (2) 2019（平成 31）年 4 月 1 日時点において入札手続き中で未契約の工事

契約後、受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明し、受注者が本通知に基づく変更を希望する場合は、次の変更契約手続きまでに変更契約を行うこと。

#### (3) 本通知の適用期限について

2020 年 3 月 31 日までに入札書の提出期限を設定する工事に適用する。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本運用（試行）の適用対象外とする。

以上